一般社団法人システム制御情報学会
研究分科会規程

第１条　本会定款第 5 条により研究分科会を置く．なお，設置申請については本規程第 11 条により行う．

第２条　設置期間は一期 3 か年以内とする．ただし，継続申請については本規程第 12 条により行う．

第３条　研究分科会は本会会員の相当数が関心を持つ特定分野の学術および技術の進歩発展に寄与するための情報交換，知識の交流を図ることを目的とする．

第４条　前条の目的達成のために研究集会・座談会などを開催する．その活動状況は会誌などを通じて会員全般に報告する．

第５条　本会会員は任意の研究分科会に加入することができる．

第６条　研究分科会は主査 1 名および幹事若干名をおき，必要な会務を司る．主査は理事会の承認を経て会長が委嘱し，幹事は主査が委嘱する．

第７条　主査は研究分科会を代表し，会務を統括し，運営委員会を招集し，その議長となる．

第８条　主査および幹事の任期は原則 3 年とする．ただし再任は妨げない．

第９条　研究分科会主査は毎年年度末に経理および活動状況を理事会に報告し，承認を得るものとする．

第１０条　研究分科会運営の経費は，加入会員が負担し，事務費として別に定める金額を本会会計に納入するものとする．

第１１条　研究分科会の設置について

１．準備会を発足させる．
２．名称・目的・設置期間・事業内容・会員種別・会費などを含めた趣意書をもって申請し理事会で決定する．
３．理事会で設置決定後，所定の分科会設立援助金を交付する．

第１２条　研究分科会の設置継続について

１．一期設置期間満了後，二期以上の活動を希望する場合には，第 11 条第 2 項と同様の手続きをもって申請し理事会で決定する．

２．設置期間二期以上満了後，引き続き活動を希望する場合には，運営するに充分な会員数と会費収入があることを明確にし，第 11 条第 2 項と同様の手続きをもって申請し理事会で決定する．

第１３条　設置期間満了となり，設置継続しない研究分科会は活動を終了する．この際，分科会運営経費の残額は本会会計に納付する．

第１４条　本規程の改廃は理事会の承認を要する．

付則

1.　本規程は，2016 年 4 月 1 日よりこれを施行する．